

平成 27 年 6 月定例会 一般質問
(2015 年 6 月 18 日)
真木 大輔

挨拶

真木大輔

お昼御飯にカうどんを食べてきた真木大輔です。

私ごとですが、最近、妻がスマホのゲームにはまっておりまして、私は大の大人が何をやっているんだと思っていたんですが、ちょっと試しにやってみたところ、大変おもしろくて、はまってしまう、子供がはまってしまう気持ちがわかるなと思いました。学力テストの調査では、スマホを使う時間が多い生徒ほど学力テストの結果が低いというような調査結果が出ていたんですが、ちょっと言葉は悪いんですが、私はスマホをやっていると頭が悪くなるのかなと思う部分もあったんですけども、そうじゃなくて、スマホをやればやるほど単純に勉強する時間が少なくなるという、そのような当たり前のことを実感した次第でございます。済みません。

それでは、一般質問に入ります。

1. 開票立会人について

(1) 開票事務における、開票立会人の役割について。

真木大輔

件名1、開票立会人についてです。

早速お伺いいたします。質問(1)、開票事務における開票立会人の役割はどのようなものでしょうか。

田熊幹二 行政委員会事務局長

1、開票立会人について、(1)開票事務における開票立会人の役割についてお答えいたします。

開票立会人につきましては、公職選挙法第62条に定められておりますとおり、選挙の際、候補者等が当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、選挙の期日前3日までに選挙管理委員会に届け出ることとしております。そのため、開票立会人は、候補者の利益代表と考えられがちですが、一般選挙人の代表として、厳正・公平な態度で職務に努めなければならないこととなっております。

開票立会人の主な任務といたしましては、開票手続の立ち会い、開票管理者が行う投票の効力の決定に際しての意見の陳述等でございますけれども、具体的に挙げますと、次のようなものがございます。1つ目として、送致されてきた投票箱や鍵に異状がないかどうか点検すること。2つ目としまして、投票箱をあけるときに立ち会い、開票管理者とともに投票を混同し、点検すること。3つ目、投票箱に投票が残っていないことを確認すること。4つ目、仮投票、代理投票の仮投票、並びに投票管理者において不受理または拒否の決定を受けた不在者投票、及び在外投票の受理・不受理を決定する際に意見を述べること。5つ目、投票の効力を点検して、必要があるときは意見を述べること。6つ目、点検済みの投票をこん包した際に、開票管理者とともに封印すること。7つ目、開票録に署名すること。以上のように、開票立会人は、開票事務の執行に立ち会い、一般選挙人の公益代表の見地から、開票事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としておるものでございます。

真木大輔

ありがとうございます。

開票立会人の役割として、公正な執行の監視と確保、そのようなものがあるということがわかりました。その公正を担保すると。けれども、時間がかかることがあると思います。一方で、むやみに時間をかければよいというものでもないことも理解しております。

ここで、戸田市で行われました埼玉県議会議員選挙の開票作業の終了時刻についてお話しさせていただきたいのですが、前回の4年前の開票作業終了時刻は22時15分でした。そして、今回、ことしの4月に行われた県議選の終了時刻は22時40分と、約25分延びております。

そこで、再質問させていただきます。開票時間が仮に1時間延長した場合の人件費はどれほどでしょうか。

田熊幹二 行政委員会事務局長

平成27年4月12日執行の埼玉県議会議員一般選挙を例に見てみますと、延長する時間帯を午後10時以降と想定した場合、午後10時から午前0時までの時間帯の単価が1人1時間当たり2,986円でございますので、仮に開票事務が1時間延長となった場合の延長分の人件費は、その単価に開票事務従事者数80人を掛けまして、23万8,880円となります。

真木大輔

ありがとうございます。

そうしますと、今回の県議選は、前回に比べて約30分、12万円くらいの人件費がかかったのかなと——埼玉県のお金ではありますが——ということがわかりました。私としては、民主主義を維持するためのコストとしては許容できる範囲なのではないかと思えます。

ここで、今回の県議選におけるエピソードを少しお話しさせていただきたいと思えます。ある立会人の方、初めて立会人をやられる方がいらっしやいまして、その方が、先ほどお話にもありました幾つかの職務をこなしている中で、票の確認を行いました。200票、束が、票束という票の束が回ってきたものを一つ一つ確認するわけですが、その方は初めてそのような作業をするということで、職員さん、開票事務従事者の職員さんの確認の仕方を見習って、クリップを外して、見て、判こを押してという作業をやっていたところ、しかるべき立場の方から早くやれというような注意を受け、また、ほかの立会人からも同じようなことを言われました。しかし、その方は、正確性のほうが大事だということで、しかし、より迅速にということで、クリップを外さず、また、職員の方に判こを押してもらおうということを手伝ってもらいながら、200票の束を10秒ほどでできる限り迅速性と正確性の中で、そのような作業をやっていたと。しかし、また、そのしかるべき立場の方から早くやれと言われたということです。そして、また、疑問があった部分に関して、なかなか発言しづらいという雰囲気があったと。その開票作業の中では、もう迅速性が何よりも優先されるというような、そのような異様な雰囲気を感じたということです。その立会人の方は、実は私でございますが、済みません。

そこで、今回の4月の統一選での他自治体での開票ミスの事例を幾つか紹介させていただきます。まず、相模原市では、0.66票差で次点落選となった候補者が市の選管に異議を申し立てました。市の選管が後日、再点検したところ、有効票が1票あることがわかり、

最下位当選者と結果が逆転しました。当初は当選していたものの、結果、落選となった候補者は、現在、県の選管への審査申し立てを考えているとのこと。続いて、熊本市では、同数の得票となり、くじ引きで落選となった候補者が、無効票の中に候補者の氏名の票があったと市の選管に異議申し立てを行いました。市の選管は、たとえ無効票の中に候補者名の票があったとしても無効にすると、再点検しないことを決定しました。その候補者は、県の選管への申し立てを現在検討しているとのこと。一方、近隣の川越市におきましては、選挙管理委員会におきまして、疑問票の処理を1票1票慎重に行うと決めて、開票従事者や立会人にもその方針を説明したとのこと。実際に開票が4年前よりもおくれたとのこと。私が担当の方に電話で聞き取りを行ったところ、時間がかかったのは残念だが、正確かつ適正に処理を行った結果であり、人件費の増大はやむを得ないとの回答をいただきました。

最下位当選者と次点落選者の得票数が僅差となるかどうかは、開票作業中には決してわかりません。今回の県議選において、私、立会人をするときの事前説明会で渡された資料においては、注意事項として、速やかにという部分が太字で3カ所強調されているものの、正確性についての記述は一切ありませんでした。

そこで、再質問いたします。開票従事者や開票立会人に対して、迅速性に配慮しつつも正確性の確保を第一とすべきことをしっかりと説明すべきではないでしょうか。

田熊幹二 行政委員会事務局長

公職選挙法では、選挙が公明かつ適正に行われることを確保するために、さまざまな規定が設けられております。開票事務におきましても、法に基づいた正確性が第一に求められているところでございます。また、一方で、公職選挙法第6条第2項では、「選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならない」とも規定されておきまして、開票事務の迅速性もあわせて求められておるところでございます。

選挙管理委員会では、このような公職選挙法の趣旨を踏まえ、投開票事務従事者への事前説明会や打ち合わせの際にも、正確かつ迅速な事務の執行を常に心がけて選挙事務に従事するよう、これまでも重ねて呼びかけてまいりました。御質問にもございますように、正確性と迅速性を両立した選挙事務の執行という公職選挙法の趣旨は、開票立会人をお務めいただく際にも基本となるものでございます。したがって、開票立会人への事前説明の際にも、配付する資料に正確性に関する文言を記述するなど、正確性の確保について十分周知を図り、開票事務が正確かつ迅速に行われるよう対応してまいりたいと存じます。

真木大輔

よろしく申し上げます。

では最後に、再質問いたします。先ほどもお話しさせていただきましたが、異様なその

雰囲気の中で、正確性と迅速性の折り合いをつけて票の束を確認するという事は、なかなか初めての方にとっては特に困難なのではないかと思えます。

そこで、事前の説明会の中で、例えば、200票のサンプルを用意して、各自の立会人の方のそれぞれのスピード、練習してもらおうとか、そのようなことを行ってみてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

田熊幹二 行政委員会事務局長

初めて開票立会人をお務めいただく方の場合、議員御指摘のとおり、開票する票がどんなような形態で回ってくるかというのがなかなかわからないという、文書だけでは説明—資料だけではなかなかわからないということも考えられますので、今後は、ただいま議員からございました御提案を取り入れまして、開票立会人への事前説明や打ち合わせの際に、票の束をまねたものを用意しまして、開票時に御確認いただく票がどのような形態のものなのかを御認識していただけるように対応してまいりたいというふうに考えております。

真木大輔

それでは、ぜひよろしく願いいたします。

2. 浄化槽法定検査の受検通知について

- (1) 浄化槽法定検査の受検通知の目的は何か。
- (2) 法定検査手数料を補助する考えはあるか。

真木大輔

それでは、件名2に移ります。浄化槽法定検査の受検通知についてです。

同じ会派の中山議員の過去の提案がきっかけとなりまして、市長名による浄化槽法定検査の受検指導が、未受検者に対して個別通知されました。見過ごされることの多かった浄化槽の管理に注目を向けた点は、大いに評価すべき反面、課題もあったのではないかと思っています。

その浄化槽の多い地域に偶然、私も住んでおりまして、地域の多数の方が不快感を示していることを伺っております。担当課にも相当数の苦情があったとも聞いております。その背景には、戸田市に特有の事情があると思います。以下、3点述べさせていただきます。

まず、1つ目が、維持費用の格差でございます。まず、大人2人と子供1人の3人家族をモデル世帯といたします。そのような家庭におきましては、上下水道部の担当課にお聞きしたんですが、大体月に20立方メートル使うということが標準的だそうです。そのような場合、下水道の使用料ですと、税込みで、月に777円、年間で9,331円の使用料がかかるということです。浄化槽ですと、5人槽の浄化槽を使う場合、税込みで、保守点検、これは年に4回行うものが年間で1万7,280円、くみ取り清掃、こちらは年に1回で2万1,600円、プロアを大体7年から10年に1回交換するのですが、その費用が5万4,000円、汚水ポンプ、こちらは10年に1回交換するものですが、8万6,400円、これを1年当たりにして計算しますと、年間5万2,920円から5万5,234円の費用がかかるということで、下水道と比べて約6倍と、そのような高額な維持費用がかかるということです。

2つ目ですが、下水道への税金の投入です。戸田市の下水道料金は日本で一番安い、このことは私、最近知ったのですが、それは税金の補填によって成り立っています。下水道事業のうちの汚水事業に関して、下水道使用料のみでは賄えない部分に戸田市から補助金として、これまで毎年約3億円の赤字補填がされています。市内の水洗化戸数は、事業者を含めても5万5,000戸もいかない程度とお聞きしました。その3億円を5万5,000で割ると、1戸当たり、毎年市の税金から5,000円から6,000円の補助がある状態です。もちろんその税金には浄化槽を使用している方の税金も含まれています。

3つ目に、下水道布設のおくれです。従来の計画どおりであれば、市内全域への下水道布設はとっくに完了しているはずですが。それを考慮すれば、浄化槽使用者がその土地を選んだことを自己責任とは言えないのではないかと思います。

このような不公平な現状を、浄化槽を使用している方々は大まかに認識しております。その上での今回の市長名による、法定検査は義務、費用は自費、受けなければ罰則がある

という、いきなりの通知に対して、高い費用を払い、保守点検と清掃を行ってきた方々が不満や恐怖を抱いたことは理解できると思います。

そこで、質問いたします。

(1)浄化槽法定検査の受検通知の目的は何か。

続きまして、(2)です。今回の受検指導通知には、先ほども話しましたが、少し配慮が足りなかったのかなと思います。配慮の一つの方法として、例えば、近隣では、川越市や熊谷市は市単独の予算で法定検査費用や維持管理費用の補助を行っております。

そこで、(2)法定検査手数料を補助する考えはあるでしょうか。

以上、2点お伺いいたします。

駒崎 稔 環境経済部長

2の浄化槽法定検査の受検通知について、(1)浄化槽法定検査の受検通知の目的は何かについてお答えいたします。河川の汚濁原因の70%は生活排水によるものだとされていることから、河川水質の向上のためには浄化槽の適正な維持管理が重要となっているところでございます。浄化槽法において、浄化槽管理者は適正な維持管理のために保守点検・清掃・法定検査が義務づけられているところでありますが、中でも法定検査の受検率が低い状況です。そこで、法定検査未受検者に対しての周知といたしまして、市長名での個別通知を発送しているところでございます。この法定検査を受検していただくことで、保守点検や清掃の未実施の方へは、保守点検と清掃の必要性を促すことができ、また、保守点検や清掃を実施されている方でも、維持管理上の不備が判明する場合もあり、河川水質の向上につながっていくと考えております。

次に、(2)法定検査手数料を補助する考えはあるかについてお答えいたします。浄化槽は個人の財産であるため、法定検査手数料を含めた維持管理に係る費用は個人の責任において負担をお願いしたいと考えております。また、法定検査手数料は、1件当たり、一番低額な10人槽以下のもので5,000円となっております。戸田市に設置されている浄化槽は、およそ2,000基ですので、仮に全ての浄化槽管理者が補助申請することとなると、毎年1,000万円以上の費用が必要となるため、法定検査手数料の補助は難しいと考えております。

以上でございます。

真木 大輔

ありがとうございます。

まず、(2)についてなんですけど、補助については、全ての方が申請したとして、年間で約1,000万円かかるということで、厳しい財政の中でなかなか求めづらいとも、私としても提案しづらいかなと思います。そこで、ほかの手段を考えたいと思います。

では、(1)に関して再質問させていただきます。

今回、個別通知を送付したことによる、受検率の推移、また、法定検査の結果はどのようなものでしたでしょうか。

駒崎稔 環境経済部長

浄化槽法第 11 条に基づく定期検査の受検率については、平成 24 年度末が 9.2%、平成 25 年度末が 17.8%でしたが、市長名での個別通知を送付したことにより、平成 26 年度末でおよそ 30%となると見込んでおります。

検査結果につきましては、検査実施機関である埼玉県環境検査研究協会から市に報告されますが、判定項目として、適正・不適正・一部改善することが望ましいと認められるものとして、おおむね適正という 3 つがございます。そこで、平成 26 年度の受検検査結果が 585 件ありまして、その内訳といたしましては、適正が 216 件、おおむね適正が 360 件、不適正が 9 件となっております。おおむね適正の例といたしましては、送風機やふたなどのふぐあいや消毒薬の残量不足などが挙げられるところがございます。また、不適正の内訳についてですけれども、保守点検が未実施だったことによるものが 6 件、保守点検を実施していたものの問題のあったものが 3 件でございます。その 3 件の内訳としましては、BOD を超過していたというものが 2 件、配管上の問題があったものが 1 件となっております。なお、不適正となったものについては、浄化槽管理者に対して改善を求めているところがございます。

真木大輔

ありがとうございます。

では、先ほどの御答弁の法定検査の結果を少し整理させていただきます。今回、法定検査を受けた 585 件のうち、保守点検を行っていたものの不適正だったものが 3 件、保守点検を行っていたものの、適正ではなく、おおむね適正となったものが 360 件、こちら合わせると、法定検査を受けた方のうちの 6 割がこのような結果だったということです。今回不満を抱いている市民の方々も含め、私も県の登録や市の許可を得ている保守点検や清掃の業者がちゃんと維持管理を行っている浄化槽に関しては、法定検査にほとんど合格するものだと考えておりましたので、今回の結果は意外でありました。

一方、そもそも保守点検を行っておらず、今回の法定検査で不適正となったものが 6 件ということです。これらの方については、今後きちんと保守点検と清掃を行うことになると思いますが、そもそも戸田市の保守点検の実施率は、平成 25 年度末で 53%、清掃の実施率は 51%、およそ半数の浄化槽が生活排水や汚水を川に垂れ流している現状です。仮に先ほどの 6 件の浄化槽が今後保守点検や清掃を行うことになったとしても、それらの実施率は 0.3%しか伸びません。保守点検や清掃にも浄化槽法上の罰則があり、むしろ本来の目的である河川の水質向上のためには、保守点検や清掃の実施率を上げることのほうが効果的であるのではないかと思います。

今回のような法定検査は義務、罰則があるという、いわばショック療法的な通知を今後も送っていけば、市民と行政との間に毎年遺恨を残していくことになると思います。私は、それはお互いに不幸だと思います。これら保守点検・清掃・法定検査、3点セットの必要性やデータを丁寧に説明した上で、自分たちも法定検査、保守点検や清掃を受けようかなと市民の自発的な実施を促すような通知にしてはどうかと思います。それが戸田市の浄化槽の経緯を踏まえた上での一つの配慮かなと思います。

そこで最後に、再質問いたします。通知をもらった人が理解を示せるような内容に変えることはできますでしょうか。

駒崎稔 環境経済部長

今までの個別通知は、法定検査の必要性を重視していたものでございましたけれども、本来は保守点検・清掃・法定検査の全てが浄化槽を維持管理していく上で重要であります。今後においては、浄化槽を正しく管理して、河川の水質向上に御理解、御協力いただけるような通知としていきたいと考えております。

真木大輔

よろしく願いいたします。

また、今回の通知とは別に、今回不満を抱いた方々は下水道の早期布設も望んでおります。区画整理や中央まちづくりの進捗等にもよるとは思いますが、下水普及率がなるべく100%となるようお願いしたいと思っております。

3. 障害者の就労支援について

(1) 就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型について。

(2) 企業による障害者雇用の支援体制について。

真木大輔

それでは、件名3に移ります。障害者の就労支援についてです。

先日、市内の方、それぞれ別の2名の方から戸田市の障害者を雇用したいけれども、どこに相談してよいかわからないと、そのような御意見をいただきました。そこで、私は障害者の雇用について関心を持ち、担当課へのヒアリングや福祉作業所への視察を行いました。相談を受けた方、また、既に障害者を雇用している方に、障害者を雇用したい理由について伺ったところ、一つに、社会貢献、また、企業イメージの向上、そして、法定雇用率の遵守、また、人件費が安価と、そのようにお答えいただいた方もいらっしゃいました。ちょうど1年前に、会派で和光南特別支援学校を視察した際に、その校長先生が卒業した生徒の就職先がなかなかなくて困っているとおっしゃっておりました。今後、発達障害などの認知が進んで、軽度の障害者がふえていくこと、また、社会の変化と合わせて障害者の就労がふえていくことは確かであると思います。

そこで、まず、戸田市の障害者就労全般についてお伺いいたします。

(1)就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型について。

(2)企業による障害者雇用の支援体制について。

お伺いいたします。

松山由紀 福祉部長

3の障害者の就労支援、(1)就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型についてお答えします。障害者の就労形態といたしましては、一般就労と福祉的就労がございます。御質問の3つの形態は、福祉的就労に該当するものであり、企業などでは働くことが難しい障害者に対し、障害の種類や程度に応じ配慮された環境で、一般就労に向けたステップアップをするための訓練の場となっております。それぞれの状況でございますが、まず、1つ目の就労移行支援については、一般就労に向けた具体的・実践的な訓練として、履歴書の書き方や面接の受け方のほか、パソコン操作、ビジネスマナーなどを学ぶものであります。市内には指定管理者が運営するかがやきという事業所があり、平成27年3月31日現在で、定員6名のところ、在籍者3名となっております。2つ目の就労継続支援A型ですが、雇用契約を結び、最低賃金が保証されている中で、就労の機会を提供して、必要な知識や能力の向上のための訓練を行うものであります。市内には、グリーンという民間の事業所が平成25年度に開設され、定員20名のところ、在籍者は同数の20

名となっております。最後に、3つ目の就労継続支援B型ですが、目的は就労の機会を提供して、必要な知識や能力の向上のための訓練を行うものですが、就労継続支援A型と異なるのは、雇用契約は結ばない点でございます。この形態が最も多く、市内には3カ所あり、指定管理者が運営するかがやき、これは先ほどの就労移行支援との併設型の事業所です。こちらでは、定員20名のところ、在籍者は23名、同じく指定管理者が運営する事業所、ゆうゆうは、定員20名のところ、在籍者25名、社会福祉法人が運営する事業所、わかくさは、定員20名のところ、在籍者17名という状況となっております。なお、面積等の条件により、定員12名以上の場合には定員の1.25倍まで受け入れ可能となっております。

次に、これら3つの就労形態の関係、ステップアップの流れといたしましては、第1段階として就労継続支援B型の事業所で訓練を行い、その後、就労移行支援の事業所で一般就労に向けた実践的な訓練を行った上で、企業等への就労を目指すものであります。しかし、障害が比較的軽い方については、雇用型であります就労継続支援A型の事業所から訓練を始めて、直接企業等へ一般就労する場合もございます。

次に、(2)の企業の障害者雇用の支援体制についてお答えいたします。本市には、障害者の就労を支援するセンターとして、指定管理者が運営する戸田市障害者就労支援センターと、埼玉県が委託して戸田市、川口市、蕨市の埼玉県南部障害保健福祉圏域を所管している障害者就業・生活支援センターみなみの2つがございます。本市では、この2つのセンターを中心に障害者就労を進めているところでございますが、いずれにおいても、障害者に対しては、職場開拓を初めとして、就労相談、就職準備のための支援、さらに職場体験実習支援等を行っております。一方、企業等に対しては、障害者雇用に関する情報提供、障害者就労の業務内容や雇用管理などをセンターの担当者が企業等を訪問し、協議をしております。その上で、就労を目指している障害者の能力や適性を見きわめながら、企業等が求めている人材や業務内容、職場環境等を勘案して、両者をマッチングしたり、就労後の定着支援を行ったりしているところでございます。平成26年度における利用状況につきましては、戸田市障害者就労支援センターでは、総登録者数が171名、就職者数は23名でございました。また、障害者就業・生活支援センターみなみでは、川口市及び蕨市も含めてになりますが、総登録者数が324名、就職者数は52名でございました。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございました。

実は私が視察させていただきましたのは、今御答弁にもありました就労継続支援A型のグリーンさんでございます。市内外から自転車や交通機関を利用して自力でその作業所へ通勤して、数時間作業をし、また、最低時給は保証されるため、一定の給料を得て、仕事の後にはそれぞれの余暇を楽しんでいるようでした。ある程度自立した生活を送っている

と伺ったのが印象的でした。しかし、このA型には市からの公費負担があるということです。

そこで、再質問いたします。就労継続支援A型の利用者数や事業所数の今後の見通し、また、現在の公費負担の状況はどのようなものでしょうか。

松山由紀 福祉部長

初めに、就労継続支援A型に係る利用者数の見通しにつきましては、特別支援学校に通学している生徒の卒業後の進路希望が、一般就労のほか、就労継続支援B型や生活介護がほとんどであり、就労継続支援A型の進路希望者が少ない状況がございます。また、今年度策定いたしました平成27年度から3カ年の障害福祉サービスの見込み量等を定めた第4期戸田市障がい福祉計画によりますと、就労継続支援A型の利用者の伸びは緩やかなものと見込んでおります。障害者数は年々増加していることから、将来的には就労継続支援A型の事業所もさらに必要となることは考えられますが、現在のところは市内に新たに事業所を開設する必要はないものと考えております。

次に、公費負担の状況についてであります。障害者総合支援法に基づく報酬体系により、利用者が通所するに当たり、事業所に対して支払うものであります。事業所の定員や事業所の所在地によって単価は異なりますが、平成26年度実績で、市内在住の利用延べ人数は109人、公費負担額は約1,357万3,000円ございました。また、市の公費負担に対しましては、国から2分の1、県から4分の1の補助を受けております。このことから、実質的な市の負担は4分の1となり、年額では約339万3,000円となります。

なお、わかりやすく施設の利用料分として支払われるこの就労継続支援A型サービスの1日の報酬単価の計算式を申し上げますと、589単位、これに地域区分による係数10.3を掛けると6,066円、約6,000円となります。この4分の1ということで、1人につき1日当たり市は1,500円負担ということでございます。

以上です。

真木大輔

ありがとうございました。

軽度の障害を持った方にとっては、A型の施設というのはありがたいものなのかなと思います。やっぱり施設に通って、同じ軽い障害を抱えた方同士で、作業所で与えられた仕事をすると。そして、なかなか高度な仕事もしているということで、自尊心にも役立つのかなと思います。しかし、私、A型はいいものだと思うんですが、今後の軽度の障害者の増加に対して、A型の増設で対応していくというよりは、公費負担のない企業による障害者雇用を促進していくことが方向性としては望ましいのかなと思います。いずれどの企業やお店にも普通に障害者が働いているというような社会になることが理想だと私は考えています。

ただし、企業にとっては、先ほどもお話ししましたとおり、どこに相談してよいかわからない、敷居が高いと感じるのが現状なのではないかと思えます。そのような方は、例えば、まずはインターネットで調べる方が多いと思うのですが、私も戸田市、障害者、雇用と検索しても、最初に出てくるのは確かに戸田市の障害者就労支援センターのホームページだったのですが、その中を見ても、働きたい障害者に向けた説明がメインで、雇いたい企業向けの窓口機能がしっかりと存在しているようには見えませんでした。人は自分の立場に向けた情報が少ないと、尻込みしてしまうものかなと思います。

ここで、事例を紹介します。埼玉県障害者雇用サポートセンターのホームページにおきましては、大きく企業の障害者雇用を応援します、企業からの相談を無料でお受けしますと、まさに企業向けに特化したホームページが用意されておりました。また、秋田県労働局の障害者雇用モデル事例集というものがネットに載っておりまして、こちらを見ますと、事例として10の企業を挙げており、それぞれに採用に至るまでのポイント、採用後の定着のポイント、これから障害者の雇用を考えている企業へのメッセージが載っておりました。

そこで、お伺いいたします。(2)についてです。障害者を雇用しようとする企業が気軽に相談できるような環境づくりが必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

松山由紀 福祉部長

企業と障害者を結びつけていくものは、市内において、やはり先ほども申し上げましたが、戸田市障害者就労支援センター及び障害者就業・生活支援センターみなみであり、これらの強化は必要だと思っております。この2つのセンターにおきましては、就労を目指している障害者に対する就労相談、就職準備支援、職場体験実習支援、職場開拓、また、企業等に対する相談、協議、そして両者のマッチング、就労後の定着支援等、さまざまな支援を行っており、支援内容については、ホームページにおいても情報提供を行っております。

しかしながら、改善の余地はあると思っております。議員御提案のとおり、実際に障害者を雇用している企業からの、雇用に至るまでや雇用後の定着のポイントなどといった生の声や、障害者就労の支援機関の一覧、障害者雇用のための各種助成制度の紹介などを、ホームページに掲載することは、企業等にとって具体的にイメージしやすくなることと思えます。また、障害福祉課のホームページから、戸田市障害者就労支援センター及び障害者就業・生活支援センターみなみを初めとする関係機関に対してリンクさせることも有効な方策だと思います。

いずれにいたしましても、就労を目指している障害者に対してだけでなく、雇いたい企業等に対しても、より一層有益な情報を充実させるとともに、情報を取得しやすくなる

よう、他自治体等の事例も参考にしながら、よりよい環境整備について検討していきたいと考えております。

真木大輔

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

その障害者を雇用したい企業と働きたい障害者の結びつきがよりスムーズになることを望んでおります。

以下、要望とさせていただきます。

今回ホームページを中心にした提案でございましたが、市役所の担当課に今後企業からの相談が来た際に、就労支援センターへの取り次ぎ、これを徹底していただいたり、また、企業向けの障害者雇用のチラシやポスターなどがもしあれば、経済産業振興課の窓口であったり、また、商工会館などに掲示してもらったりと、障害者雇用の敷居を低くする試みはまだまだあると思いますので、ぜひ今後の検討をお願いしたいと思います。

最後に、全体について再質問いたします。

障害者の就労支援について、市の考え方はどのようなものでしょうか。

松山由紀 福祉部長

障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが求められております。本市といたしましても、障害者就労は、障害者が地域の中で自立し、社会参加する上でも大変重要であると認識しております。

議員御指摘の企業等が障害者を雇用したいときの環境整備のほか、就労支援センターと企業とのより一層のパイプづくりや、障害者の能力や適性に応じた就労先の紹介、就労後の定着支援等について、この2つのセンターを中心に、関係部署や関係機関と連携しながら、さまざまな形で障害者就労の推進に取り組んでいきたいと考えております。そして、障害者がその能力や適性を生かしながら、一人でも多くの方が就労できるよう、引き続き支援をしてまいります。

真木大輔

どうもありがとうございました。

4. 放課後子ども教室の開催日拡大について

(1) 放課後子ども教室の開催日を拡大するに当たっての課題は何か。

真木大輔

それでは、最後の件名4に移ります。放課後子ども教室の開催日拡大についてです。こちらのテーマに関しては、今回で通算3回目の質問となります。これまでお話しさせていただいたこと、重複してしまうこともあるかと思いますが、改めてお話しさせていただきます。そして、今回が最後の質問になればいいなとも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

現代は、空き地や道路など、かつての子供の遊び場がなくなっています。公園でボール遊びをしても、近隣の大人から怒られます。最近では、市内のある空き地があるんですが、そこでボール遊びをしていた子供が近隣の大人から直接文句というか、苦情を言われて、その空き地が閉鎖になってしまいました。現在、子供はマンションのロビーだったり、また、公園であったりでゲームをするしかない現状です。しかし、マンションのロビーにたまるのも禁止されたり、また、公園でのゲームも邪魔だとの声があると聞いております。

悲しいことですが、子供は与えられた環境に順応してしまう存在です。現在、みんなでボール遊びをするとしたら、ほとんどの地域では校庭で遊ぶしかありません。しかし、校庭で遊ぶには、一旦帰宅することが義務づけられています。子供が遊ぶのに努力を要する環境だと思えます。聞いたところによると、今はみんなで遊ぶことを面倒がったり、また、みんなで集まっても何をして遊んだらいいかわからなかったりなど、遊びを忘れた子供がいるということです。子供は遊んで育つものであり、遊びをすることで自己形成をするものだと思います。現状に対し、私は強い危機感を持っております。子供は声を上げることはできません。遊び場をなくしてきたのは大人の責任です。子供がみんなで気軽に遊べる場所を大人が提供して、遊びに誘導していかないといけないと思えます。

しかし、遊び場の確保については、親の力ではどうにもできません。行政が主導して子供の遊び場を創出する時代だと思えます。都心だけでなく、全国にも子供の遊びに力を注いでいる自治体は幾つもあります。

そこで、私が放課後子ども教室での体育館の開放を求める理由をお話しさせていただきます。一つに、帰宅せずに学校が終わってそのまま、ランドセルをしょったまま、遊びに行ける。雨の日でも遊べる。騒音の苦情が来ない。そして、安全。また、各小学校区に用意できる。新たな環境整備の費用が不要。最後に、運営費の3分の2が国と県から補助されるということです。簡単に言えば、あいている体育館で子供を遊ばせたいということ

す。前回一般質問した際の御答弁で、私はことしの4月から、週複数回でのモデル事業がスタートすると捉えておりましたが、いまだ始まっておりません。

そこで、お伺いします。放課後子ども教室の開催日を拡大するに当たっての課題は何でしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

4、放課後子ども教室の開催日の拡大、(1)拡大に当たっての課題についてお答えいたします。

放課後子ども教室は、国が掲げる放課後子ども総合プランに基づき、児童が健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後等を安全・安心に過ごせるよう活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを行う事業です。現在、市内全小学校12校にて開催しておりますが、開催回数は月1回から週2回までと、各学校により異なっております。開催日については、小学校の放課後に使用が可能な場所や日程のもと、本事業の担い手であるコーディネーターと安全管理員の活動のできる日程を調整し、実施しております。

真木議員のお話のとおり、放課後における遊びが児童の成長にとって大事であることは十分認識しております。そのため、放課後の遊び場としての公園や施設等が少ない地域を中心に、放課後子ども教室の開催日の拡大に向けて、検討と調整を重ねてまいりました。

具体的には、施設面では、放課後の体育館などの学校施設の活用について、教育委員会や小学校との調整を行い、現在は体育館を使用して事業を展開しております。また、開催日数を拡大する場合の体育館の活用についても了解を得ております。一方、人的な面については、地域のボランティアスタッフであるコーディネーターと安全管理員の確保が課題となっていたことから、ボランティアを募集するチラシの配布や保護者への声かけなどを行ってまいりました。現在は、放課後子ども教室を運営している地域のボランティアスタッフとの協議を重ね、福祉センターや笹目コミュニティセンターにて児童の居場所として開催している青少年の居場所の若手スタッフを放課後子ども教室のスタッフとして登用していく方向で調整を図っております。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。

それでは、以下、課題と思われる点を一つずつ確認していきます。

まず、1つに、遊び場のニーズです。

本年3月に出されました戸田市政策研究所と目白大学による子供の居場所に関する調査研究の結果が出ました。市内全域の保護者と児童の双方からの意見として、ボール遊びで

きる場所が欲しい、雨の日でも遊べる場所が欲しいとの意見が目立ちました。中には、体育館を自由に使わせてほしいという意見も幾つかありました。

そこで、再質問いたします。この調査研究の結果を見て、体育館遊び場開放のニーズはあると思いますでしょうか。もし、ないと思うのであれば、児童に対して遊び場開放の利用意向のアンケートを実施してはいかがでしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

研究所と目白大学との共同研究で昨年度行った調査を私も拝見しました。これを見ますと、改めて利用アンケートをするまでもなく、そうしたニーズ、遊び場に関するニーズはあるということは認識しております。

真木大輔

ありがとうございます。ニーズがあると認識されているということがわかりました。

続きまして、登録率の現状を見てみたいと思います。

再質問いたします。放課後子ども教室の市全体の学年別登録率はどのようなものでしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

学年別の在籍児童に対する放課後子ども教室の登録児童の率についてお答えいたします。平成26年度の数字ですが、1年生が約35%、2年生が約31%、3年生が15%、4年生が約7%、5年生、6年生がそれぞれ約1%となっております。また、この登録児童には、学童保育室に通っている児童も放課後子ども教室に参加することができますので、そういった児童も含まれております。

以上です。

真木大輔

ありがとうございます。

先ほど御答弁にありました学童の子たちですが、公立学童に通うお子さんは、大体学校の敷地内にいるので、放課後子ども教室に参加しやすいと思います。その学童の子を除けば、学童でない児童の方の子供たちの参加率というのは、先ほどの数字よりさらに低くなるものだと思います。また、高学年の登録率が1%と、かなり低いようですが、北戸田駅近くのボール公園であったり、また、こどもの国の軽体育室であったり、その利用状況を見ても、本来、高学年の児童のボール遊びに関してのニーズは高いと思います。

登録率が全般的に低い理由として、実際に最近、放課後子ども教室への参加をやめた児童に聞いたところ、一つは、開催日の少なさだそうです。月に1回だと忘れてしまうということですね。これに関しては、開催日を今後拡大すれば解消できるのかなと思います。も

う一つは、毎年同じ内容に飽きたということです。私が思うに、子供が子供同士で自由に遊べば、それが一番飽きないのかなと思っております。最後に、ネックとなっているのが、お迎え制度です。現在、放課後子ども教室は、親のお迎えが必須となっております。このような制度ですと、親の都合によっては、子供が参加したくても参加できないということが起こり得ると思います。

そこで、再質問いたします。現在のお迎え制度を緩和することはできますでしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

保護者のお迎えをお願いしている理由といたしましては、児童だけの帰宅に関して、安全面での懸念があるということでございます。通常の学校が終了した場合は、大勢の子供たちが同じ方向に帰宅するということだと思うんですけども、放課後子ども教室に参加する子供たち、同じ方向で帰って下さいといっても、なかなか人数的には少なくなるということ、また、低学年の利用が多いということもございます。お迎えの条件で利用が進まないのではないかと、今の議員の御質問ですが、そのこともあるかもしれないんですが、中には、地域ボランティアスタッフの声を聞きますと、保護者とお迎えのときに顔の見える関係を築いていくということも、そういったことも必要ではないかという意見もあります。また、一方で、学童保育室も原則、保護者の迎えを必要としますけれども、やむを得ない事情ですとか、そういった場合は、夕焼けチャイムの前の帰宅であれば、保護者の同意を得て、もちろん保護者の同意を得てですが、一人帰りを行っているということもございます。いろんな状況もありますが、小学校や地域ボランティアスタッフと調整して、どのようにしたら児童が安全に帰宅できるかということも十分検討していく必要があると考えております。

以上です。

真木大輔

ありがとうございます。

御答弁にありましたボランティアスタッフの声については、後ほど改めて取り上げます。

そのお迎え制度の緩和に関しまして、担当課の方が、現在は学校長とそれぞれ交渉しなくてはならず、また、学校長にも考え方の違いがあります。確かにこの放課後子ども教室、現在の所管はこども青少年部ですが、事業がスタートしたときは教育委員会、生涯学習課の所管だったとのこと。このお迎え制度には、当時の教育委員会の考えが色濃く残っているのではないかと思います。

御答弁にもありましたように、学童に関しては、条件つきで一人帰りを認めているということです。放課後子ども教室の保険は、放課後子ども教室が終わって自宅に帰るまで適用されます。それでもなお一人帰りが心配な場合は、保護者がお迎えをすればいいと思い

ます。聞くところによると、戸田市の小学校の一人帰りについての考え方は過保護だと、そのような声も聞きます。片や帰宅後に校庭に来て遊んでいる子は、結局その後、一人帰りをしているのが現状ですし、自宅までの1往復分だけ危険は増します。

そこで、これらの点を含めまして、教育委員会に再質問いたします。今後の教育委員会、学校のこの事業に対しての協力体制はどのようなものでしょうか。

中川幸子 教育部長

教育委員会との協力体制についてお答え申し上げます。この放課後における遊びが児童の成長にとって大切であるということは、十分承知しております。教育委員会といたしましては、学校施設の活用などについて、学校と児童青少年課の調整を図るなど、放課後子ども教室の開催日拡大については、できる限り協力してまいりたいと存じます。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。では、できる限り協力していただきますようお願いいたします。

以下、教育長に要望させていただきます。

ほかの自治体では、放課後事業を教育委員会が所管しているところは少なくありません。戸田市ではほかの部署が行っている事業であることはわかりますが、せめて子供の健全育成のために、遊びが大切であるということを戸田市の教育関係者の中で共有していただきたいと思います。

本日の埼玉新聞の記事を見まして、ベネッセとの新しい学びに関する共同研究の記事が載っておりました。私、教育方針に関しては、賛同しているものです。子供のために遊びが大事であるということも、一方で、ぜひ共有していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、予算に関して質問いたします。

実施日の拡大に向けた予算の状況はどのようなものでしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

昨年度、真木議員からの御質問を受け、今年度、平成27年度の予算では、モデル事業対象の小学校においては、週に複数回実施する分の予算を計上しております。

真木大輔

ありがとうございます。

そうしますと、予算面での課題はクリアできていると。また、教育委員会からのできる限りの協力も得られる。そして、ニーズもあると認識しているとのことです。

そこで、再質問いたします。モデル事業対象校における週複数回の開催はいつごろになるのでしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

この事業については、先ほども申し上げていますコーディネーター、安全管理員という地域の方を中心として行っている事業です。また、若手スタッフも必要ということで、担当課でもそういったスタッフの発掘をしつつ、そういったスタッフを今行っている地域スタッフと一緒にいけるよう調整を図りながら、週複数回の開催、夏休み等の開催に向けて進めている状況です。現在は、夏休みの開催について調整を重ねており、具体的な日程、開催回数などについては検討中ですが、何回か夏休みに開催できるように今進めているところです。

以上です。

真木大輔

ありがとうございます。

私はその地域主体で行っているということ、少し課題があるのかなと思います。お話にありましたモデル事業対象校だけでなく、今後は市内の小学校へ、この事業を拡大していく上で、地域主体であると、人員の確保やシフトの調整次第では、実施日数が左右されるということがあると思います。また、ボランティアスタッフをされている方の中には、忙しい中でそのスタッフを続けるのが重荷であるという、そのような声を聞いております。安定的に事業を継続するという点で、行政主導による事業実施も検討してはどうかと思います。

そこで、再質問いたします。従来地域主体によるイベント型事業とは別に、行政主導による体育館遊び場開放事業を立ち上げ、その2本立てにして行うことで、開催日数を補完してはどうか、お伺いいたします。

三木由美子 こども青少年部長

現在も地域ボランティアスタッフと調整を行っているということは、今申し上げましたが、その中では、開催日の拡大のニーズがあるということ、また、事業拡大の方向性については、十分説明を行っているところです。

今お話し行政主導にて、別の体育館遊びのような開放ということというお話なんですけれども、一つは、先ほどモデル校についての予算は確保したということをお話ししたんですが、例えば、全小学校にこういった事業を展開するとしますと、やはり予算的にはかなりまた確保しないといけないということが一つございます。

もう一つ、この放課後子ども教室の事業の成り立ちがありまして、やはり今地域の方も荷が重いのではないかと、今、議員の御指摘もありましたけれども、そういった地域

のボランティアスタッフが今まで頑張ってきたと。かなり日程調整をお互いしながら、また、その内容についても、イベント型というふうにはおっしゃられましたけれども、趣向を凝らして子供たちとどういったもので喜んでもらえるかとか、体を動かす外遊びももちろんやっています。ドッジボールとか、そういったものもやっていますし、また、昔遊びや季節ごとの行事、工作など、それぞれの地域の方が工夫しながらやってきていただいたという、そういう事業の経過がございます。そういった中で、一つ難しさがあると感じますのは、行政主導で入ることによって、今までやってきたそれらの活動が、もしかしたら余り認められていなかったのではないかというふうな、少しそういった誤解を生じかねないので、そこについては十分説明をしながら、こういったことで必要なのだということはこちらも説明していきたいとは思っています。

また、一方で、地域によっては、その地域の方の担い手がなかなか今見つからない状況の地域もあります。それで、そこに行政主導で入る。それは子供たちにとってはいいのかもしれないんですけども、行政主導で入ることによって、全てが行政主体の放課後子ども教室にもなりかねないのかなという懸念も一つございます。

いずれにしても、引き続き子供の遊び場が大切だという今の御指摘もございましたけれども、地域のボランティアスタッフの方々、関係の方々、今の政策研究所の調査研究の結果も説明しながら、子供の遊び場のニーズがあるということを説明し、引き続き理解と御協力を求めながら、課題を一つ一つ解決しながら、拡大に向けて考えてまいりたいと思います。

以上です。

真木大輔

ありがとうございます。

今後の事業拡大においては、予算の問題もあるというお話でしたが、私としては、でしたら、戸田市にボール遊びできる空き地を全小学校区につくったり、もしくは既存の公園でボール遊びを可能にするというようなことをもししていただければ、そもそもこのような事業はとりたてて求めないのかと思います。しかし、それが難しい現状なので、子供に遊び場を用意してほしいと、繰り返しになりますが、そのように思っております。

また、先ほど御答弁に、ボランティアスタッフ、地域のボランティアスタッフという言葉が出てきましたが、それらの方々、1点指摘しておきますと、無償のボランティアではなくて、時給に換算しますとパート程度の報酬はもらっております。

私も地域主体による従来のイベント型の事業を否定するものではありません。やはり高齢者の方と一緒に将棋したり、また、ドッジボールしたりとか、そのようなことは子供にとって大切であり、子供も喜んでいて、その点はしっかり認識しております。それ

をやめてもらおうと思っているのではなくて、ニーズの高い遊び場事業を、その行政主導によるものを共存させて、開催日数を補完してはどうかという提案です。

また、行政主導でスタッフを報酬つきで募集したとしても、結果的に近くの地域の方が集まってくるのではないかと、私は考えております。これまでの御答弁にありました保護者の顔が見たいので、お迎え制度はあったほうがよいというボランティアスタッフの方の声であったり、そして、先ほどの御答弁、ボランティアスタッフとの調整、それらは全て大人側の話ではないかと思えます。そこにおいて、遊び場を求めている子供は置き去りにされているのではないかと思えます。

時代は変化しております、保護者の大変さも時代によって変わります。今の保護者が怠けているわけでは決してありません。子育てが落ちついた地域の方々の御尽力は、大いにありがたいですし、尊重すべきと思えます。しかし、放課後子ども教室は、誰のために行っているのかを、担当課だけでなく、スタッフの方々にもいま一度認識していただいて、今後の体育館遊び場開放の事業拡大を切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。